

答申第 138 号

平成 15 年 5 月 14 日

神 奈 川 県 教 育 委 員 会
委員長 相 吉 靖 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 13 年 12 月 7 日付けで諮問された行政事務監察の結果報告一部非公開の件（諮問第 213 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関する件について行われた行政事務監察の結果を記録した文書のうち、不服申立ての対象となった情報は、別表に掲げる部分を除いて、公開すべきである。

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が、平成13年9月12日付けで、特定の県立高等学校(以下「本件高校」という。)の修学旅行の中止に関する件について行われた行政事務監察の結果を記録した文書(以下「本件行政文書」という。)を一部非公開とした処分を撤回しを求める、というものである。

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び県の機関が行う事務に関する情報であって、公開することにより、行政事務監察に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第5条第1号及び第4号に該当するとして本件行政文書を一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第5条第1号該当の点について

(ア) この事件は、新聞報道等で県の教育界ではかなり知られたものであり、その関係者の学校名や学年団教職員の氏名を非公開とする必要性は全くない。また、これを公開することによって、学年団教職員個々の私的情報が流露するわけでもなく、非公開とすべき個人情報側面など認められない。ただし、生徒の氏名は公開の必要がない。

(イ) 行政事務監察制度による公的調査は、公正な判断を予定した調査のほずであり、その前提として客観的事実の追求がなければならないは

ずである。しかるに今回の修学旅行の中止に関する調査（以下「本件調査」という。）について実施機関は、「その心情や考え方等を吐露した内容を記録したものであり、その内容を公開することにより、被聴取者の権利利益を侵害するおそれがあり」と、あたかも本件調査が心情や考え方等の吐露を調査したものであるかのように説明しており腑に落ちない。もし実際に本件調査が心情や考え方等の吐露の掌握に終始したとするならば、それは、調査の名に値しない。

（ウ）本事件の発端を作ったのは、校長と教頭である。したがって、彼ら二人の本件調査における言質は、公教育の公共性に照らしても、その公開は極めて重要である。とりわけ、校長は、校務をつかさどり、学校の代表として対外的に表示を行う権限と責務を担っている立場である。そうした人物の惹起した事件についての言質を、個人情報として非公開とすることは、行政処分の所轄者と情報公開判断の所轄者が同一者であることからくる偏向か、認識の瑕疵である。

（エ）本件調査の性格について、職員の心情や考え方等を吐露したものであるとの前提を一方向的に作り、その上で職員の心情や考え方等を吐露したものは、職務遂行に含まれないとして、これを非公開の理由としているのは不当である。

（オ）本件調査の場合、職務遂行の具体的内容が、校長が起こした事件と、それに対する行政事務監察との双方を指しているのはいうまでもない。校長と教頭は、学校責任者としての責任を担っている立場からは免れられるはずはない。

イ 条例第5条第4号該当の点について

（ア）本件行政文書に対する請求は、通常時に行われる調査ではない、いわば学校責任者の不祥事に関する言質の公開を求めるものである。実施機関は、それを通常時の調査のあり方にすり替えて非公開理由に援用し、また一般の「監査、検査、取締り又は試験に係る事務」の場合にすり替えて、その公正さが保たれなくなるよう立論している。

（イ）情報公開の精神からすれば、公的立場で語られているものは公開すべきである。今後の本件調査の遂行を危惧して、調査内容を公開しな

いとするなら、情報公開制度はそもそも成り立たなくなる。

(ウ) 教育委員会は、本件調査を公正・透明な職場づくり推進要綱(以下「要綱」という。)に基づくものであり、これを公開すると、今後の要綱に基づく調査において、被聴取者のありのままの発言を得ることができなくなるおそれがあるとしているが、条例の解釈及び運用の基準との法的位置付けを明確に示すべきである。さもなくば、内規が条例の眼目を骨抜きにしているとの誤解を招く。

ウ その他

(ア) 不服申立人は、この事件の当事者であり、本件に関連したと思われる転任異動命令を教育委員会より受けたため、現在、神奈川県人事委員会を被告として措置要求を内容とした訴訟を行っている。よって、本件行政文書は、事実解明のため不可欠であり、全面的な公開を強く要求する。

(イ) 人事措置が公正に行われたことを明らかにするために、むしろ教育委員会は、能動的に聴取内容を公開すべきである。

3 実施機関(教育庁管理部総務室)の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関する件について要綱第2条の規定に基づき行われた行政事務監察の結果を記録した文書であり、本件行政文書に記載された次の情報は非公開とした。

ア 本件高校名及び被聴取者の前職名

イ 校長、教頭、教諭、生徒及びその他の被聴取者の氏名

ウ 校長の意見、学年団の意見、校長(教頭)と学年団の意見の相違点、課題・問題点、結論、聴取要旨、主な質疑応答、学年団からの要求及び確認事項の一部

エ 当事者以外の被聴取者の特定につながる事項

(2) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

- (ア) 本件高校名及び被聴取者の前職名は、本件調査が特定の高等学校の定時制修学旅行の中止に関するものであるため、当該情報を公開すると、それだけで、関係職員が特定され、識別されるおそれがあるため条例第5条第1号本文に該当する。
- (イ) 校長、教頭、教諭、生徒及びその他の被聴取者の氏名は、それだけで特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当する。
- (ウ) 校長の意見、学年団の意見、校長(教頭)と学年団の意見の相違点、課題・問題点、結論、聴取要旨、主な質疑応答、学年団からの要求及び確認事項の一部は、直接的に特定の個人は識別されないが、被聴取者が、その心情や考え方等を吐露した内容を記録したものであり、その内容を公開することにより、被聴取者の権利利益を侵害するおそれがあるため、条例第5条第1号本文に該当する。
- (エ) 当事者以外の被聴取者の特定につながる事項は、直接的に特定の個人は識別されないが、公開することにより結果的に特定個人を識別することになるため、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

- (ア) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」及び同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。
- (イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

なお、不服申立人は、この事件が新聞報道等で県の教育界ではかなり知られたものであり、本件高校名及び学年団教職員の氏名を公開すべきである旨主張しているが、新聞報道については、実施機関が記者発表した事実はなく、実施機関が発表していない情報については公開すべき情報とまではいえない。

(ウ) 本件調査には、職場の人事管理等を含む職場環境に関する内容が含まれており、さらにこれらの情報は公務員の職務の遂行に関するが、事実行為に関する情報ではなく、職員の心情や考え方等を吐露したものであるため、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれず、ただし書ウにも該当しない。

(3) 条例第5条第4号該当性について

本件行政文書は、要綱に基づき実施した調査の結果を報告したものである。要綱第8条において、意見等の申出者については、氏名等の申出者が特定できる情報は公表しない旨を定めており、その前提で被聴取者に対して調査を実施している。校長の意見、学年団の意見、校長(教頭)と学年団の意見の相違点、課題・問題点、結論、聴取要旨、主な質疑応答、学年団からの要求及び確認事項の一部、当事者以外の被聴取者の特定につながる事項は、調査によって聴取した内容及びそれらを整理した情報である。したがって、これらの情報を公開すると、今後の要綱に基づく調査において、被聴取者のありのままの発言を得ることができなくなるおそれがあり、行政事務監察に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるため、条例第5条第4号に該当する。

(4) その他

不服申立人は、不服申立ての理由で、不服申立人が訴訟に関わっていることによる公開の必要性を主張しているが、情報公開制度は、ある特定個人ではなく、どの請求者に対しても同様に情報を公開するものであって、特定個人のみ必要性は公開の根拠とはならない。

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果を踏まえて次のとおり判断する。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、特定の県立高等学校の修学旅行が中止になった件について、要綱第2条の規定に基づき、実施機関が行った行政事務監察の結果を記録した文書である。本件行政文書に記載された次の情報を実施機関は非公開とした。

ア 本件高校名及び被聴取者の前職名

イ 校長、教頭、教諭、生徒及びその他の被聴取者の氏名

ウ 校長の意見、学年団の意見、校長（教頭）と学年団の意見の相違点、課題・問題点、結論、聴取要旨、主な質疑応答、学年団からの要求及び確認事項の一部

エ 当事者以外の被聴取者の特定につながる事項

なお、不服申立人は、上記のうち、生徒の氏名は公開を求めておらず、不服申立ての対象とはしていない。

(3) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) また、「特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、次に掲げるものを指し、これらの情報に限定して非公開とすることができる旨を規定したものと解される。

a 個人識別性のある部分を除いた反省文やカルテなど個人の思想、

心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に関連するために、公開することにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの

- b 無記名の個人の著作物等に係る人格権・財産権を害するおそれがあると認められるもの

したがって、当審査会は、以下の判断に当たって、特に必要と認められた場合に限って、この点について触れることとする。

また、前記(2)のとおり、生徒の氏名は不服申立ての対象とされていないため、当該情報を除く部分について以下に検討する。

(ウ) 以上のことを総合的に判断すると、本件行政文書において非公開とされた情報のうち、次に掲げるものは、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であり、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- a 校長、教頭、教諭及びその他の被聴取者の氏名
- b 法人の担当者の氏名
- c 教育委員会担当課の職員の氏名及び職名
- d 被聴取者の前職名及び現所属
- e 当事者以外の被聴取者の特定につながる事項のうち、担当学年を除く部分

(エ) 当事者以外の被聴取者の特定につながる事項のうち、担当学年については、それが公開されても、被聴取者が識別され得るものとは認められず、条例第5条第1号本文に該当しないと判断する。

(オ) また、被聴取者の反省、心情の吐露及び評価等に関する情報(以下「被聴取者の反省等」という。)は、個人の思想、心身の状況等に関する情報であって、個人の人格と密接に係るものとして保護すべき情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められるので、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(カ) 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関する件について記載されたものであることから、当該情報が公開された場合には、校長、教頭、教諭及びその他の

被聴取者が識別される可能性があると考えられる。したがって、本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、容易に取得し得る他の情報とを照合することにより特定の個人が識別され得ると認められるので、当該情報は条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書ア、イ、ウ又はエに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 本件行政文書に記載されている情報は、条例第5条第1号ただし書アの法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報又は同号ただし書エの人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要であると認められる情報とは認められないので、同号ただし書ア又はエのいずれにも該当しないと判断する。

(ウ) 条例第5条第1号ただし書イ該当性について

同号ただし書イは、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については公開することを規定している。

a 前記ア(ウ)aに掲げた情報のうち、被聴取者である校長、教頭、教諭及びその他の学校関係者(以下「被聴取職員」という。)の氏名は、職員の氏名であり、公務員の職務の遂行に関する情報である場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当する。しかし、本件行政文書は、前記(2)のとおり、特定の県立高等学校の修学旅行の中止に関する件について、要綱第2条の規定に基づき、事件の正確な事実関係を把握するために、実施機関が調査した結果を記録した文書であり、被聴取職員の氏名は、事件の関係者として本件調査の対象となった職員の氏名であるから、当該職員の職務の遂行に関して記載された情報とはいえ、これらの情報は慣行として公にされておらず、公にすることが予定されている情報とは認められない。したがって、本諮問案件においては、当該情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

b 前記ア(ウ)aに掲げた情報のうち、事情聴取の対象外である教諭の氏名は、公務員の職務の遂行に関して記載された情報であるた

め、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であり、同号ただし書イに該当すると判断する。

c 前記ア(ウ)cに掲げた情報のうち、教育委員会担当課の職員の氏名については、担当課職員としての職務の遂行に関して記載されたものであるため、同号ただし書イに該当すると判断する。

d 前記ア(ウ)aに掲げた情報のうち、学校関係者でない者の氏名及び前記ア(ウ)bについては、慣行として公にされておらず、公にすることが予定されていないことは明らかであり、同号ただし書イに該当しないと判断する。

e なお、不服申立人は、この事件が新聞報道等で県の教育界ではかなり知られたものであり、本件高校名及び学年団教職員の氏名を公開すべきである旨主張しているが、本件については、実施機関自らが発表した事実は認められず、報道されたという事実をもって直ちに、これらの情報が慣行として公にされ又は公にすることが予定されているものであるとまでは認められない。

f 本件行政文書に記載されているその余の情報については、同号ただし書イに該当しないと判断する。

(エ) 条例第5条第1号ただし書ウ該当性について

同号ただし書ウは、「公務員の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」については公開することを規定している。

a 教育委員会担当課の職員の職名については、公務員の職務遂行の内容に関して記載されたものであり、同号ただし書ウに該当する。

b 被聴取者の前職名及び現所属については、公務員の職務遂行に関して記載されたとは認められない。したがって、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

c 本件高校名及び本件高校が識別され得る情報は、被聴取職員が識別され得る情報であるが、被聴取職員は事件の関係者として本件調査の対象となった職員であるから、当該情報が被聴取職員の職務遂行に関して記載されたものとは認められない。したがって、同号た

だし書ウに該当しないと判断する。

d 被聴取者の反省等に係る記述は、公務員の職務遂行の内容に関して記載されたものとは認められない。したがって、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

e 本件行政文書に記載されているその余の情報については、同号ただし書ウに該当しないと判断する。

(オ) 被聴取職員の識別につながるただし書該当情報について

a 被聴取職員の氏名は、前記ア(ウ)及び前記(イ)から(エ)までで判断したとおり、条例第5条第1号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しない情報であるため、公開することは適当でないものと判断する。

b 事情聴取の対象外である教諭の氏名は、前記(ウ)bで判断したとおり、条例第5条第1号ただし書イに該当するが、当該情報を公開すると、当該情報とそれ以外の部分の情報とを照合することにより被聴取職員が識別され得ると考えられるため、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる情報であると認められる。したがって、当該情報を公開することは適当でないものと判断する。

(4) 条例第5条第4号該当性について

ア 条例第5条第4号は、「県の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号に掲げられている情報は、該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 実施機関は、要綱第8条において、意見等の申出者については、氏名等申出者が特定できる情報は公表しない旨を定めており、その前提で被聴取者に対して調査を実施しているため、これを公開する

と、今後の要綱に基づく調査において、被聴取者のありのままの発言を得ることができなくなるおそれがあり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると説明している。

エ しかし、本諮問案件においては、前記（３）で判断したとおり、被聴取者が識別され又は識別され得る情報及び被聴取者を識別することはできないが、公開することにより、被聴取者の権利利益が害されるおそれがある情報については、公開することは適当でないものと判断している。したがって、その余の情報を公開することにより、今後の要綱に基づく調査において、被聴取者のありのままの発言を得ることができなくなるおそれがあり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められない。

オ 以上のことから、本件行政文書は、条例第５条第４号に該当しないと判断する。

（５）条例第６条第１項該当性について

ア 条例第６条第１項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わせない程度に合理的に分離できるとき」は、非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記（３）において非公開とすることが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報を分離して公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わせない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

（６）その他

ア 不服申立人は、不服申立人が訴訟に関わっていることによる公開の必要性を主張している。しかし、条例の趣旨は県民等に等しく行政文書の公開を請求する権利を保障するものであり、実施機関による公開・非公開の判断は、不服申立人の主張するような個別の事情を考慮して行われるものではなく、条例の規定に基づいて行われる

ものである。

イ 当審査会は、行政文書公開請求に対する決定の当否について実施機関から意見を求められているのであり、前記2(2)ウ(イ)の不服申立人の主張については、意見を述べる立場にない。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 表

頁	該当部分
全頁共通	本件高校名 校長、教頭、教諭及びその他の被聴取者の氏名
2	27 行目 17 文字目から 31 文字目まで 32 行目 2 文字目から最後まで 36 行目 2 文字目から 37 行目最後まで
3	15 行目最初から 17 行目最後まで 19 行目最初から 22 行目最後まで 24 行目最初から 27 行目最後まで 29 行目最初から 30 行目最後まで
4 校長の欄	12 行目最初から 13 行目最後まで
4 学年団の欄	31 行目最初から 33 行目最後まで
5	4 行目 6 文字目から 10 文字目まで 10 行目 2 文字目から 4 文字目まで
6	29 行目 15 文字目から 31 行目 34 文字目まで 33 行目 3 文字目から最後まで 34 行目 3 文字目から 35 行目最後まで
7	8 行目最初から 27 文字目まで 9 行目 30 文字目から 10 行目 10 文字目まで 10 行目 17 文字目から最後まで 11 行目最初から 13 行目最後まで 14 行目 21 文字目から 15 行目 4 文字目まで 19 行目 8 文字目から 20 行目最後まで 26 行目 28 文字目から 27 行目 11 文字目まで

7	<p>27 行目 24 文字目から 26 文字目まで</p> <p>31 行目 14 文字目から 23 文字目まで</p> <p>36 行目 5 文字目から最後まで</p>
8	<p>1 行目最初から最後まで</p> <p>2 行目 5 文字目から 32 文字目まで</p> <p>4 行目 3 文字目から 15 文字目まで</p> <p>13 行目 16 文字目から最後まで</p> <p>19 行目 3 文字目から最後まで</p>
9	<p>4 行目 7 文字目から 14 文字目まで</p> <p>4 行目 31 文字目から 5 行目 8 文字目まで</p> <p>7 行目 9 文字目から 9 行目最後まで</p> <p>11 行目 11 文字目から最後まで</p> <p>18 行目 31 文字目から 19 行目 7 文字目まで</p>
10	<p>2 行目 32 文字目から 4 行目最後まで</p> <p>7 行目 5 文字目から 8 行目最後まで</p>
11	<p>20 行目 3 文字目から 15 文字目まで</p> <p>39 行目 17 文字目から 25 文字目まで</p>
12	<p>20 行目最初から 25 文字目まで</p> <p>24 行目 7 文字目から 9 文字目まで</p> <p>26 行目 3 文字目から最後まで</p> <p>27 行目 3 文字目から 29 行目最後まで</p>
13	<p>14 行目 11 文字目から 13 文字目まで</p> <p>36 行目 23 文字目から最後まで</p>
14	<p>6 行目 31 文字目から 7 行目 22 文字目まで</p> <p>10 行目 3 文字目から 21 文字目まで</p> <p>20 行目 4 文字目から 20 文字目まで</p> <p>22 行目 3 文字目から最後まで</p>
15	<p>2 行目 5 文字目から 9 文字目まで</p> <p>4 行目 8 文字目から最後まで</p>

15	5 行目 6 文字目から 8 文字目まで 8 行目 3 文字目から 7 文字目まで 8 行目 14 文字目から 17 文字目まで 13 行目 29 文字目から 32 文字目まで 37 行目 3 文字目から 5 文字目まで
17	26 行目 3 文字目から 24 文字目まで 28 行目 21 文字目から 35 文字目まで
19	11 行目 3 文字目から 12 文字目まで 12 行目 19 文字目から 13 行目 31 文字目まで 22 行目 2 文字目から 22 文字目まで
20	10 行目 4 文字目から 30 文字目まで 27 行目 23 文字目から 28 行目 5 文字目まで 34 行目 36 文字目から 35 行目 10 文字目まで
21	3 行目 36 文字目から 4 行目最後まで 18 行目 14 文字目から 25 文字目まで
23	16 行目 2 文字目から最後まで 20 行目 12 文字目から 34 文字目まで
25	2 行目最初から 3 文字目まで 5 行目 6 文字目 8 文字目まで 5 行目 17 文字目から最後まで 18 行目 28 文字目から 19 行目最後まで
29	10 行目 4 文字目から 12 行目最後まで 13 行目 4 文字目から 16 行目最後まで

備考 1 行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。

備考 2 文字数は当該行の記載のある文字について左から数えたものである。

句読点及び記号等の表記も一文字として数える。ただし、行頭の「・」及び「 」を除く。

備考 3 行頭の「・」及び「 」はすべて公開とする。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 13 年 12 月 7 日	諮問
12 月 17 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 14 年 1 月 10 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 18 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
7 月 15 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 15 日 (第 12 回部会)	審議
8 月 13 日 (第 13 回部会)	審議
8 月 22 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
9 月 4 日 (第 14 回部会)	審議
10 月 15 日 (第 15 回部会)	審議
11 月 25 日 (第 16 回部会)	審議
12 月 26 日 (第 17 回部会)	審議
平成 15 年 1 月 20 日 (第 18 回部会)	審議
2 月 3 日 (第 19 回部会)	審議
3 月 12 日 (第 20 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職 又 は 前 職	備 考
川 島 志 保	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	部 会 員
小 林 重 敬	横 浜 国 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者 部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
田 中 隆 三	弁 護 士 (横 浜 弁 護 士 会)	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 (部 会 長 を 兼 ね る)

(平成 15 年 3 月 31 日現在) (五十音順)